

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年 6月29日
【会社名】	はごろもフーズ株式会社
【英訳名】	HAGOROMO FOODS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 憲一
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市清水区島崎町151番地
【電話番号】	054-354-5000
【事務連絡者氏名】	常務取締役サービス本部長 後藤 佐恵子
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区南町11番1号 静銀・中京銀静岡駅南ビル3階
【電話番号】	054-288-5200
【事務連絡者氏名】	常務取締役サービス本部長 後藤 佐恵子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) はごろもフーズ株式会社東京支店 (東京都中央区八丁堀一丁目5番2号 はごろもビル) はごろもフーズ株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市中区新栄町二丁目9番地 スカイオアシス栄) はごろもフーズ株式会社大阪支店 (大阪府大阪市都島区片町二丁目2番48号 JEI京橋ビル)

1【提出理由】

当社は、平成30年6月28日の第89期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

1. 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金9円

総額169,404,417円

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月29日

第2号議案 株式併合の件

1. 併合の割合

当社の普通株式について、2株を1株に併合いたします。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括で処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

2. 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

3. 効力発生日における発行可能株式数

4,130万株

第3号議案 定款一部変更の件

発行可能株式総数を株式併合の割合に応じて減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

また、本変更の効力は、第2号における株式併合の効力発生日に生じることとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを削除することとします。

第4号議案 取締役14名選任の件

取締役として、後藤康雄、池田憲一、大木道隆、後藤佐恵子、川隅義之、松井敬、鳥羽山宏史、岩間英幸、見崎修、山田雅文、日笠博文、後藤清雄、木村恭平、田口博雄の14名を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、松永年史を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案 剰余金の配当の件	16,681	7	0	(注) 1	可決	(99.95)
第2号議案 株式併合の件	16,678	10	0	(注) 2	可決	(99.93)
第3号議案 定款一部変更の件	16,679	9	0	(注) 2	可決	(99.94)
第4号議案 取締役14名選任の件						
後藤 康雄	16,676	12	0	(注) 3	可決	(99.92)
池田 憲一	16,682	6	0		可決	(99.96)
大木 道隆	16,682	6	0		可決	(99.96)
後藤 佐恵子	16,665	23	0		可決	(99.86)
川隅 義之	16,682	6	0		可決	(99.96)
松井 敬	16,682	6	0		可決	(99.96)
鳥羽山 宏史	16,681	7	0		可決	(99.95)
岩間 英幸	16,681	7	0		可決	(99.95)
見崎 修	16,681	7	0		可決	(99.95)
山田 雅文	16,681	7	0		可決	(99.95)
日笠 博文	16,681	7	0		可決	(99.95)
後藤 清雄	16,659	29	0		可決	(99.82)
木村 恭平	16,668	20	0		可決	(99.87)
田口 博雄	16,669	19	0		可決	(99.88)
第5号議案 監査役1名選任の件						
松永 年史	16,639	49	0	(注) 3	可決	(99.70)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。